

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 医療政策課 | 整理番号 | 27 |
|-----------------------------|--|-------|------|----|
| 許認可等の種類 | 衛生検査所の登録証明書の再交付 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 臨床検査技師等に関する法律施行規則第19条第1項、第2項 | | | |
| 許認可等の概要 | 衛生検査所の登録証明書の再交付 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】臨床検査技師等に関する法律施行規則第19条 衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書破り、よごし、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。 2 前項の申請は、様式第十一による申請書とその衛生検査所の所在地の都道府県知事に提出することによって行うものとする。この場合においては、破り、又はよごした衛生検査所の登録証明書を、申請書に添えなければならない。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 15日 | | | |
| 期間の制定根拠 | — | | | |